

東京電力福島第一原子力発電所事故における 水産物の安全性と汚染水対策について

平成31年1月
水産庁

水産物の放射性物質調査の流れについて

- 調査にあたっては、主要生産品目及び前年度に50 Bq/kg超（セシウム134及び137）となった品目を調査。また、表層、中層、底層といった生息域、漁期、近隣県の調査結果等を考慮。
- 基準値に近い値が出た時や近隣県で高い値が出た時には、調査を強化。
- 基準値を超過した場合、各自治体の要請による自粛や原子力災害対策本部長による出荷制限の措置を実施。

自治体を中心となって調査計画策定

調査区域

- 県域を区分
- 各区域ごとの主要水揚げ港で検体採取

調査対象魚種

- 主要生産物
- 50 Bq/kg超となったことのある品目

調査頻度

- 原則週1回
- 漁期前の検査（カツオ、サンマ等）



調査強化

調査実施

>100 Bq/kg



自粛

出荷制限指示

- 1地点のみで基準値を超えた場合は各自治体の要請による**自粛**。
- 複数の地点で基準値を超えた場合は国による**出荷制限**。

≤100 Bq/kg



出荷

基準値に近い値となった場合、出荷を自粛する自治体・漁業団体もある。

近隣県の調査結果



基準値に近い値

【出荷制限等の実効性確保】

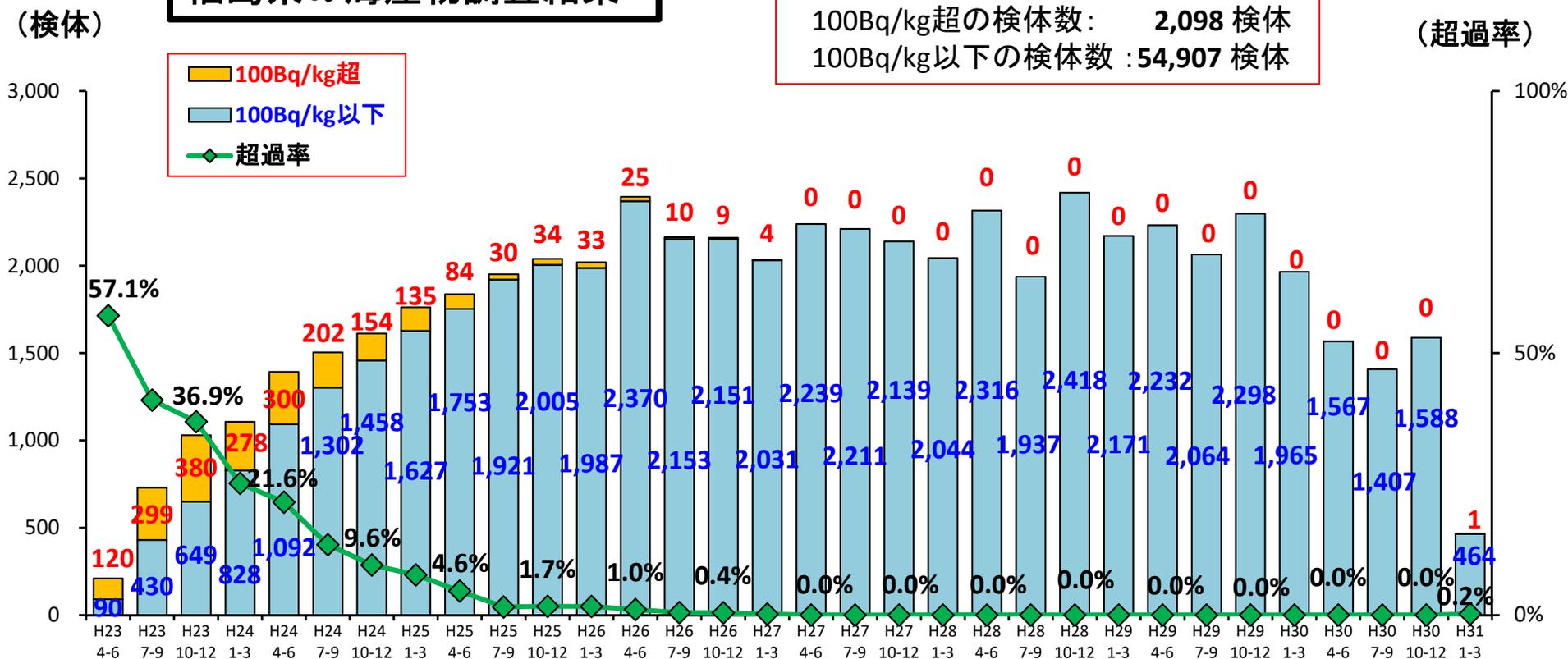
- 対象魚種の水揚げは行わない（調査用検体を除く）。
- 水揚げ港において市場関係者がこれを確認。

福島県における海産物の調査結果 平成31年1月31日現在

- 福島県においては、平成23年4-6月期には基準値（100Bq/kg）を超える割合が57.1%となっていたが、事故後1年間でその割合は半減。平成24年4月以降は、事故後に50Bq/kg以上が検出された魚種に調査の重点を移して継続したが、それでも基準値を超える割合は低下を続け、海産種においては、直近では3年10ヶ月ぶりに基準値超過が1検体検出されたのみ（平成31年1月）。
- なお、試験操業を除き、沿岸漁業・底びき網漁業を自粛中。

福島県の海産物調査結果

総検体数：57,005 検体
 100Bq/kg超の検体数： 2,098 検体
 100Bq/kg以下の検体数：54,907 検体

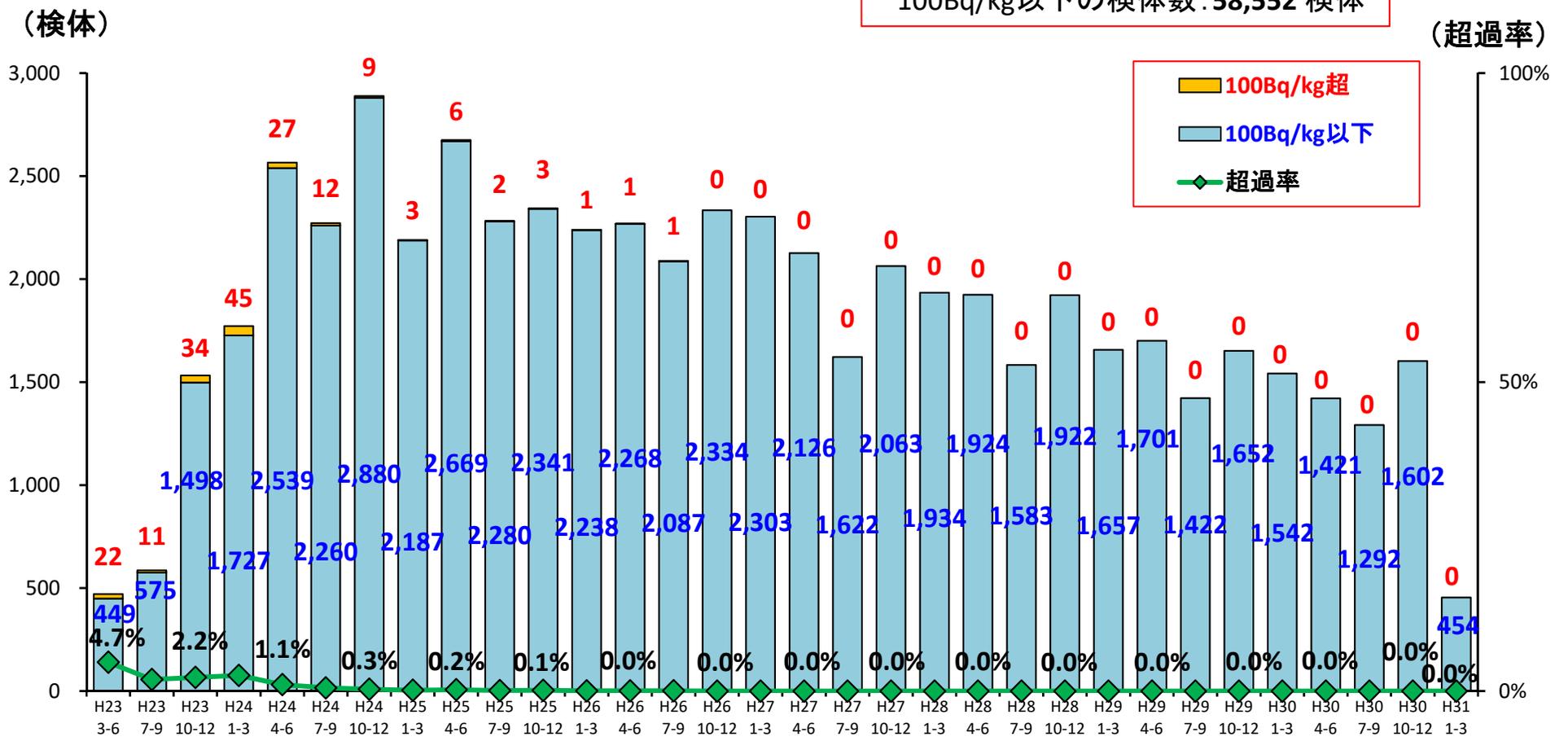


福島県以外における海産物の調査結果 平成31年1月31日現在

○ 福島県以外においても、100Bq/kg超の検体の割合は徐々に低下し、平成26年9月以降、基準値を超過したものは無い。

福島県以外の海産物調査結果

総検体数: 58,729 検体
 100Bq/kg超の検体数: 177 検体
 100Bq/kg以下の検体数: 58,552 検体



水産物の調査実績

○ 現在では、シラスやコウナゴ等の表層の魚、カツオ・マグロ類、シロザケ、サンマといった回遊魚、イカ・タコ類、エビ・カニ類、貝類や海藻類等については、福島県も含め、全ての都道府県で基準値以下。

平成24年度4月1日以降に、全ての都道府県で基準値以下が確認されている代表的な海産物

海藻類	全種					
貝類	全種					
イカ・タコ類	全種					
エビ・カニ類	全種					
表層魚	イワシ類	サンマ	コウナゴ	シラス	カマス類	トビウオ
中層魚	サバ類	カジキ類	カツオ類	マグロ類	ギンザケ	シロザケ
	ブリ	アオザメ	ヨシキリザメ	カンパチ	コノシロ	サワラ
	シイラ	シシャモ	チダイ	ヒラマサ		
底層魚	アカムツ	アジ類	アオメエソ	イシダイ	イトヒキダラ	ウマヅラハギ
	キンメダイ	キチジ	トラフグ	ニシン	マハゼ	マフグ
	ミギガレイ	ヒラメ				
哺乳類	クジラ類					

福島県及び福島県近隣県で出荷制限されている（流通することはない）海産物（平成31年1月31日現在）

魚種	クロダイ	ムラソイ等6種
岩手県の一部 ^(注2)	× ^(注1)	
宮城県	×	
福島県	×	×

注：1) 表中の×は出荷制限表示の対象となっている海域・魚種を表示

2) 岩手県・宮城県の陸域の県境の正東線以南の海域

福島県から出荷される水産物の安全性の確保について

福島県沖の現状

- 震災以降、県内の漁業協同組合が全ての沿岸漁業及び底びき網漁業の操業自粛を継続。
- 福島県が福島県沖で毎週200検体程度の水産物を検査。
- 水産物の放射性物質検査の結果を踏まえ、出荷制限が指示されていない魚種のうち、放射性物質の値の低い種のみを対象として、平成24年6月から試験操業・販売を実施。

汚染水問題との関係

- 平成25年7月の汚染水漏洩報道の後、試験操業を一時中断。その間に福島県が海水を検査した結果、放射性セシウム濃度及び全 β 放射線量について、東京電力福島第一原子力発電所の事故発生前の値と同程度であることを確認。また、水産物についても、汚染水漏洩報道の前後で検査結果に差がないことを福島県が確認。
- 福島県による上記確認をうけて、平成25年9月25日から試験操業を再開。

今後の取組

- 引き続き検査により水産物の安全を確認しつつ試験操業・販売の海域・種の拡大を検討。

(参考)福島県における試験操業・販売の状況

試験操業の対象種(平成31年1月31日現在)

試験操業の対象種:全ての魚介類(ただし、原子力災害対策本部長から出荷制限の指示等を受けている魚介類を除く。)

注1:福島県沖で出荷制限が指示されている魚介類
(ウミタナゴ、カサゴ、クロダイ、サクラマス、ヌマガレイ、ムラソイ、ビノスガイの7種)

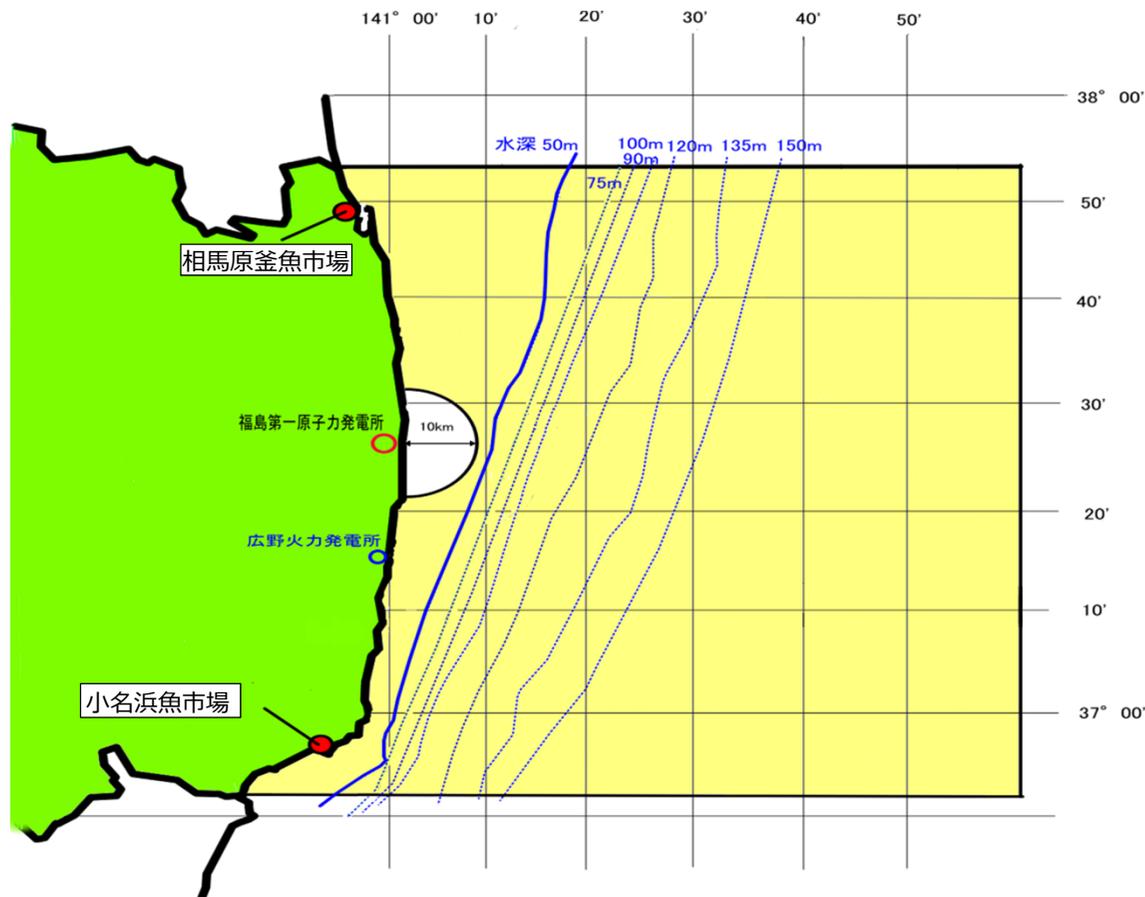
2:出荷対象は、福島県がモニタリングを実施し、50Bq/kg(自主基準値)を下回った魚介類
(国の基準値: 100Bq/kg)

●漁法及び主な対象種

- ・底びき網漁業:マガレイ、ヤナギムシガレイ、ヒラメ、マダラ、キアンコウ、マアナゴ等
- ・さし網漁業:マガレイ、ヒラメ、シロザケ、ガザミ等 ・流し網漁業:サワラ、ブリ等
- ・船びき網漁業:イシカワシラウオ、コウナゴ(イカナゴの稚魚)、シラス(カタクチイワシの稚魚)等
- ・沖合たこかご漁業:ミズダコ、ヤナギダコ等 ・沿岸かご漁業:ヒラツメガニ、マダコ等
- ・はもかご漁業、どう漁業:マアナゴ
- ・はえ縄漁業:アイナメ、スズキ、マダラ等 ・釣り漁業:シロメバル、ヒラメ等
- ・潜水漁業:アワビ、キタムラサキウニ
- ・貝けた網漁業:ホッキガイ、コタマガイ ・養殖業:アサリ、アオノリ

※ 対象種追加の経緯は福島県漁連のHP参照 <http://www.jf-net.ne.jp/fsgyoren/siso/sisotop.html>

試験操業海域(平成31年1月31日現在)



試験操業は福島第一原子力発電所の半径10km圏内を除く福島県沖で行われています。

◆各漁法の許可の内容や漁業権等のルールに基づいて操業が行われています。

試験販売時の放射性物質検査の概要

- 平成24年6月～31年1月の試験販売の際生の状態及び加工した状態のものについて計32,022回、放射性物質の簡易検査を実施。
- 検査結果は福島県漁連のHPにて随時公開。
<http://www.jf-net.ne.jp/fsgyoren/siso/sisotop.html>

漁獲物の流れ

- ・ 漁連が中心になって、放射性物質の検査、販売物の管理等を実施。

